平成２１年（フ）第２８９号
宮崎県延岡市柚の木田町1291番地
債務者　千北よう子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２９０号
宮崎県延岡市旭町１丁目４番地10
債務者　甲斐　晴美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第５０７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目９番６号　コーポラス大幸101号
債務者　牧　　拓海
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５７４号
鹿児島県鹿児島市上福元町3985番地　田中ハイツ203号
債務者　記井　孝子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目３番13号
債務者　松山百希生
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６３８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目15番79―54号　市住7954
債務者　上田　和宏
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６４０号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目５番１号　上塘ビル301号
債務者　浅井健一郎
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６５９号
鹿児島県鹿児島市東郡元町11番16号
債務者　小野田　繁
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６７９号
鹿児島県鹿児島市松原町14番29号　末広ビル501号
債務者　福山佐知子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９１号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目33番71号
債務者　馬場口和久
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７３７号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目35番20号
債務者　有村　兼久
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
鹿児島県姶良郡姶良町東餅田2868番地４　グランコート愛Ａ202号
債務者　田口　一誠
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
鹿児島県鹿屋市笠之原町1050番地３
債務者　小城　広美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
長野県上田市中央北１丁目５番38号、前住所長野県上田市中央西１丁目１番20号　安藤病院内
債務者　柿田　陽子（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２２５号
長野県埴科郡坂城町大字坂城9435番地の３
債務者　池田　泰子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２２６号
長野県千曲市大字粟佐1025番地９
債務者　櫻井　淳子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２３６号
長野県上田市御所703番地　磯貝アパート、前住所長野県上田市中之条750番地
債務者　高橋　　真（旧姓中沢）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第７６号
長野県伊那市荒井4005番地４
債務者　唐木　博文
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
長野地方裁判所伊那支部